

---

プロジェクト **収益認識**

項目 **注記事項の検討－収益の分解情報**

---

### 本資料の目的

1. 収益認識に関する注記事項の検討を行うにあたり、審議事項(5)-2-1 にお示したとおり、ASBJ 事務局では、IFRS 第 15 号における開示規定を次のように分類することを提案している。
  - (1) 収益の分解情報
    - (a) 契約及び履行義務に関する情報（ステップ 1 及びステップ 2）
    - (b) 取引価格の算定に関する情報（ステップ 3）
    - (c) 履行義務への配分額の算定に関する情報（ステップ 4）
    - (d) 履行義務の充足時点に関する情報（ステップ 5）
    - (e) 本会計基準の適用における重要な判断
  - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
    - (a) 契約残高に関する情報
    - (b) 残存履行義務に配分した取引価格に関する情報
  - (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
2. 本資料では、上記の 3 つの分類のうち、(1)の「収益の分解情報」に関する開示目的及び文案についてご意見をお伺いすることを目的としている。

## 収益の分解情報を注記する目的の分析と文案

3. 以下の項では、個別項目を開示する目的について、収益認識会計基準及び収益認識適用指針にどのように記載するかについて検討している。

### 【文案の記載にあたって】

1. 文章の表現については、IFRS 第 15 号の日本語訳と同一のものとはしておらず、表現の見直しを行っている。
2. 収益認識会計基準等の文案として独自に追加した部分を青でハイライトしている。
3. 文中の（¶）は、IFRS 第 15 号における項番号を表しているものであり、収益認識会計基準等において最終的には削除する予定のものである。
4. 結論の背景の記載については、IFRS 第 15 号に記載された結論の根拠と本審議で寄せられた意見を踏まえて、記載することが考えられるため、文案の検討段階で検討する予定である。

### （収益の分解情報を提供する目的）

4. IFRS 第 15 号では、第 114 項において収益の分解情報を提供する目的は、「顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解する。」とされている。
5. IFRS 第 15 号の開示目的に照らすと、収益を分解する目的は、財務諸表利用者が企業の収益及びキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるような最も有用な分解を提示することであると考えられるが、IFRS 第 15 号の第 114 項の定めは、開示目的との関連性を示すとともに、収益をどう分解すべきかについてのより明瞭な指針が示されていると考えられるため、収益認識会計基準等においても、IFRS 第 15 号を参考に目的を定めることが考えられる。
6. ただし、IFRS 第 15 号においては、「経済的要因」の意味するところについては詳細に説明されていない。また、IFRS 第 15 号は、収益の最も有用な分解は、さまざまな企業固有又は業種固有の要因に左右されることから、収益の分解の基礎として使用すべき特定の要因は定めていないとしている（IFRS 第 15 号 BC336 項）。
7. 「経済的要因」の意味するところを理解するための指針として、IFRS 第 15 号 B88 項

では、企業が業績評価の目的で利用している区分や財務諸表利用者とのコミュニケーションにおいて開示している区分を考慮することとされている。また、同 B89 項において、収益を分解する目的に照らして適切である可能性のある区分の例が示されている。

### 【IFRS 第 15 号（適用指針）】

#### 分解した収益の開示

- B88 収益を分解するために用いる区分の種類を選択する際に、企業は、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように表示されているのかを、以下のすべてを含めて、考慮しなければならない。
- (a) 財務諸表の外で表示されている開示（例えば、決算発表、年次報告書、投資家向けの発表において）
  - (b) 最高経営意思決定者が事業セグメントの財務業績を評価するために定期的に検討している情報
  - (c) 他の情報のうち、B88 項 (a) 及び (b) で識別された種類の情報に類似し、企業又は企業の財務諸表の利用者が企業の財務業績の評価又は資源配分の決定を行うために使用するもの
- B89 適切である可能性のある区分の例として、次のものがあるが、これらに限定されない。
- (a) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）
  - (b) 地理的区分（例えば、国又は地域）
  - (c) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）
  - (d) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）
  - (e) 契約の存続期間（例えば、短期契約と長期契約）
  - (f) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）
  - (g) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）

8. 収益認識会計基準における収益に関する開示の目的が、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を提供することであるとすると、これらが異なる契

約の類型ごとに収益を分解した情報を示すことが、この目的にかなっていると考えられる。このような契約の類型として、IFRS 第 15 号 B88 項及び B89 項の区分が例示として有用であると考えられる。

9. したがって、IFRS 第 15 号と同様にこれらの指針を収益認識会計基準等に含めることを前提に、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす要因を考慮して収益の分解を行うことを収益の分解の文案に含めることが考えられる。
10. また、収益の分解情報は、1 つの要因ではなく、複数の要因に基づいて行われる場合（例えば、製品別の収益の分解と地域別の収益の分解）もあると考えられる。一方で、企業の収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす要因のすべてを考慮する必要がないことを明確にするために、「主要な」要因に基づき、収益を分解することを提案することが考えられるがどうか。
11. これらを踏まえた文案は、次のとおりである。

## 文案

### 【会計基準】

#### （収益の分解）

1. 顧客との契約から認識した収益は、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす**主要な**要因に基づき分解する。（¶ 114）
2. 前項（¶ 114）に従って分解した収益の開示と、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 17 号」という。）に従って、各報告セグメントについて開示される売上高（企業が企業会計基準第 17 号を適用している場合）との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記する。（¶ 115）

### 【適用指針】

#### （収益の分解）

1. 会計基準第 X 項（¶ 114）では、収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす**主要な**要因に基づいて分解することとしている。この開示の目的上、収益をどの程度分解するのは、企業の顧客と

の契約に固有の事実及び状況に応じて決定する。当該目的を達成するために、複数の種類に区分する必要がある企業もあれば、1種類の区分のみで足りる企業もある。(¶B87)

2. 収益の分解に用いる主要な要因を検討する際に、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかについて、次のような情報を考慮する。(¶B88)

- (1) 財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表、年次報告書、財務諸表利用者向けの発表等）
- (2) 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報
- (3) 他の情報のうち、上記(1)及び(2)（¶B88項(a)及び¶B88項(b)）で識別された種類の情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定及び業績評価を行うために使用する情報

3. 収益を分解するための区分の例示として次のものが挙げられる。(¶B89)

- (1) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）
- (2) 地理的区分（例えば、国又は地域）
- (3) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）
- (4) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）
- (5) 契約の存続期間（例えば、短期契約と長期契約）
- (6) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）
- (7) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）

### ディスカッション・ポイント

収益の分解情報に対するASBJ事務局の分析及び文案についてご意見をお伺いしたい。

以上